

「新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の概要

名称	舟戸地区地区計画			
地区の区分	A地区	B-1地区	B-2地区	C地区
建築物の用途の制限	建築してはならない建築物 (1) 法別表第2(い)項第6号に掲げるもの (2) 法別表第2(は)項第2号から第4号まで及び第6号に掲げるもの (3) 法別表第2(に)項第3号から第6号までに掲げるもの (4) 店舗及び飲食店	建築してはならない建築物 (1) 法別表第2(は)項第2号、第3号及び第6号に掲げるもの (2) 法別表第2(に)項第3号から第6号までに掲げるもの (3) 店舗及び飲食店	建築してはならない建築物 (1) 法別表第2(は)項第2号、第3号及び第6号に掲げるもの (2) 法別表第2(に)項第3号から第6号までに掲げるもの	建築してはならない建築物 (1) 法別表第2(に)項第5号及び第6号に掲げるもの (2) 法別表第2(ぬ)項第2号から第4号までに掲げるもの
壁面の位置の制限	—	道路境界線からは1m。	隣地境界線からは1m。 道路境界線からは1.5m。	—
建築物の高さの制限 (この欄中該当する区域に指示あるものを除き、地盤面からの高さによる)	10mを超えてはならない。	ただし、軒の高さが3m以下の自動車車庫等は、敷地境界線から0.5m。		12mを超えてはならない。
垣又は柵の構造、高さ、形状又は材料の制限 (高さは道路面からの高さによる)	—	道路に面する垣又は柵の構造は生垣とし、隣地境界線に面する垣又は柵の構造は生垣又は高さ1.2m以下のフェンス等で透視が可能な形状のものとする。	—	—
	—	ただし、門柱、門扉その他これに類するものは、この限りでない。(※1)	—	—
盛土の高さの制限 (高さは前面道路からの高さによる)	—	0.5m以下。	1.5m以下。	—
	—	ただし、築山等は、この限りでない。		—

※用語の説明…建築基準法は「法」、建築基準法施行令は「令」という。

※地区計画条例による制限内容の詳細については、建築行政課へお問い合わせください。

お問い合わせ先：新潟市役所 建築行政課 電話：025-226-2849(直通)

*1は、条例第8条に定められている規定です。